

令和4年10月号 広域圏だよりの訂正について

各戸配布させていただいた「広域圏だより5ページ」の以下の部分について、記載ミスがありました。

訂正し、お詫びいたします。

身分証明書の提示について

環境センター山都工場へ直接ごみを持ち込む場合は、ごみの発生場所を確認するために次により、身分証（免許証等）の提示などが必要です。原則として喜多方地方（喜多方市、北塩原村、西会津町）で発生したごみを、本人が持ち込む必要があります。

- (1) 運転手の運転免許証 **正** **圏域外**
- (2) 搬入者本人の住所表記のある公的身分証明書
- 誤** **市外**の搬入者の方は、市町村で発行するごみの発生場所の確認書
- (4) 搬入者が手伝いの場合、市町村で発行する運搬者への委任状

| 搬入する方 \ 必要書類 | 運転手の 運転免許証 | 搬入者本人の 身分証明書 | ごみ発生場所 の確認書 | 運搬者への 委任状 |
|--------------|---------------|-----------------|----------------|--------------|
| 本人（運転者） | ○ | | | |
| 本人（非運転者） | ○ | ○ | | |
| 本人（非居住） | ○ | ○ | ○ | |
| 同居家族 | ○ | ○ | | |
| 別居実子・実親 | ○ | ○ | ○ | |
| 別居親族（兄弟含） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 友人 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※ 上記の提示が出来ない場合、搬入が出来ない場合があります。